

# Legal Update

## 確約手続きの枠組のラストピースの確定 — 施行日の決定と対応方針の成案の公表 —

(執筆者) 雨宮 慶

### 1. はじめに

2018年10月31日に、いわゆる TPP11 協定が同年12月30日に発効することが確定し、確約手続きも同日施行されることが確定しました。

これに先立つ2018年9月26日、公正取引委員会(以下、「公取委」といいます)は、「確約手続きに関する対応方針」(以下、「確約手続ガイドライン」といいます)の成案を公表しました。

これらにより、確約手続きの制度的な枠組みのうち、未定であった最後の部分が確定しました。本書では、この確約手続きの施行日の確定と確約手続ガイドライン(成案)の公表についてご紹介します。

### 2. 確約手続きの施行日の決定

確約手続きの施行に関する改正法<sup>1</sup>(以下、「TPP 整備法改正法」といいます)が、2018年6月29日に成立したことは2018年7月2日付けのニュースレター<sup>2</sup>でお知らせしたとおりです。

TPP 整備法改正法により、それ以前に成立していた、確約手続きの内容を定める独禁法改正法(以下、「TPP 整備法」といいます)<sup>3</sup>の施行日が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(いわゆる「TPP11 協定」)の発効日とされました。

TPP11 協定に関しては、2018年10月31日に、オーストラリアが TPP11 協定に関する国内手続きを完了したことを、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報しました。TPP11 協定では、その発効日は、署名国のうち少なくとも6か国が国内法上の手続きを完了した旨を寄託者に通報した日から60日後とされています。TPP 11 協定の参加国のうち、それまでに国内手続きの完了をニュージーランドに対し通報していたのは、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド及びカナダの5か国で、オーストラリアが6か国目です。したがって TPP11 協定は、オーストラリアが国内手続きを完了したことをニュージーランドに通報した2018年10月31日から60日後である同年12月30日に発効することが確定しました<sup>4</sup>。

これにより、確約手続きも同じく2018年12月30日から施行されます。

<sup>1</sup> 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律。

<sup>2</sup> <http://www.mofo.jp/topics/2018/06/29/mofoimclientalert20180702.pdf>

<sup>3</sup> 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」。

<sup>4</sup> <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html>

---

### 3. 確約手続きガイドライン(成案)の公表

確約手続きガイドラインは、TPP 整備法(独禁法改正法)に定められた確約手続きと、それを補完する確約規則の、運用の指針を示すものです。公取委が 2018 年 7 月 11 日に確約手続きガイドラインの原案を公表してパブリックコメントに付したこと、その原案にどのような問題があるのかについては、同年 7 月 26 日付けのニュースレター<sup>5</sup>でご紹介したところです。

公取委は、同年 8 月 10 日にパブリックコメントの受付を締め切り、9 月 26 日にその成案を公表しました<sup>6</sup>。

公表された成案は、原案の細かい表現を形式的に修正した他はほぼ原案どおりで、原案の実質的な内容に変更を加えていません。したがって、先のニュースレターでご紹介した原案の問題点は、ほぼそのまま成案にも踏襲されています。殊に、「(公取委が独占禁止法に)違反する事実があると思料する場合」という、確約手続きの適用のために最も重要な要件を、公取委がどう解釈するのかを示していないこと、それにより排除措置を回避するために確約計画<sup>7</sup>において求められる確約措置の内容が、違反の認定が可能な場合に命じる排除措置の内容とどう異なるのかが判然としないこと、という原案の重大な欠陥が改善されていないことは、ガイドラインに期待される役割やパブリックコメントに付す意義に照らすと、残念な結果と言わざるを得ません。

この点を指摘したパブリックコメントや、その他のコメントに対する公取委の回答は、概ね、確約措置の内容は個別具体的な事案ごとに判断するので、原案以上の記載はしないというものです。それゆえ、結局企業は何を行えばよいのかという、運用の指針として最も重要な点については、ガイドラインは具体的な指針を示さないまま成案とされました。言うまでもなく、これは公取委が確約手続きの実際の運用における自由度を最大限確保しておきたいことの現われです。

結局、実務においては事例の蓄積により公取委の判断の予測可能性を高めていくより他に方法がなく、公表事例の分析が欠かせません。また、運用開始当初の事例では、実際の運用結果が様々な議論を呼ぶ可能性もありそうです。

#### コンタクト

雨宮 慶  
東京オフィス  
03-3214-6522  
KAmemiya@mofocom

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。

---

<sup>5</sup> <http://www.mofocom.jp/topics/20180726MoFoClientAlert.pdf>

<sup>6</sup> <https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/sep/180926kakuyaku.html>

<sup>7</sup> これまでのニュースレターでは、確約計画を便宜上「排除措置計画」と呼んでいます。